

本翻訳は ROTOBO 監修による仮訳である。
本大統領令はウズベキスタン共和国法律データベース(<https://lex.uz/ru/docs/7686162>)よりダウンロードした露文資料に基づく。

ウズベキスタン共和国大統領
決定

2025～2028 年のウズベキスタン共和国における
水資源管理・灌漑セクター発展プログラムの承認について

2020 年 7 月 10 日付ウズベキスタン共和国大統領令第 UP-6024 号「[2020～2030 年におけるウズベキスタン共和国の水資源発展コンセプトの承認について](#)」および 2023 年 9 月 11 日付同 UP-158 号「[戦略『ウズベキスタン — 2030』](#)」に定めのある課題の逐次的実現、ならびに主要ターゲット指標の達成を目的として、以下を決定する。

I. 目標

1. 「2025～2028 年のウズベキスタン共和国における水資源管理・灌漑セクター発展プログラム」（以下、「本プログラム」）の実現に係る主要ターゲット指標を以下のとおり定める。

(a) 灌漑網の区画 2,551km の再建、同目的に対する国家予算 1 兆 3,000 億スム以上の毎年の割り当て、および国際金融機関からの 3 億米ドルの調達；

(b) 水資源省の資産に計上されているポンプステーションの老朽化したポンプ 562 基および電動機 578 基の最新型省エネ設備への交換、ならびにこれらによる年間電力消費量の 68 億 kWh から 62 億 kWh への削減；

(c) 給水率が低い灌漑面積の、42 万 4,000ha から 27 万 6,000ha への削減；

(d) 水資源省のシステム上にあるポンプステーション 15 か所での、2025 年における代替エネルギー源・省エネ設備設置プロジェクトの試験的实施；

(e) 節水技術導入面積の、210 万 ha から 350 万 ha への拡張（点滴灌漑導入面積の、56 万 ha から 85 万 3,000ha への拡張を含む）；

(f) 塩害面積の、189 万 8,000ha から 173 万 2,000ha への削減（中等度および強度の塩害面積の、57 万 8,000ha から 46 万 ha への削減を含む）

(g) 地下水位のレベルが危機的（0～2m）な灌漑用地面積の、89 万 3,000ha から 77 万 5,000ha への削減；

(h) 灌漑・土地改良施設の建設と再建による、農地利用から外れた灌漑面積 6 万 7,000ha の利用再開。

II. 部門のデジタル化

2. 水資源省は会計検査院およびデジタル技術省との協力のもとに以下の施策を講じる。

(a) 特に重要な水利施設における、国内の水消費量の算定および報告の完全化を目的とした統一オンライン水算定システムの導入。ならびにこれにあたっての、国境における取水量のリアルタイム追跡を可能とするデジタル水測定機器 300 基以上の設置と、中央制御型データベースとのこれらの統合。2025～2026 年。

(b) 土地改良観測井 1 万 2,080 カ所におけるデジタル技術をベースとした水消費量モニタリングの導入、ならびにシステム上のポンプユニット 1,750 基におけるオンライン水消費量モニタリングの導入。

(c) 大規模水利施設 12 カ所の、デジタル技術ベースによる自動管理への移行。

(d) 官民パートナーシップ条件における水利施設の民間部門管理下への移管による、同パートナーシップ移管施設におけるコストの 15%削減。

III. 組織的措置

3. 以下の事項を盛り込んだ「2025～2028 年のウズベキスタン共和国における水資源管理・灌漑セクター発展プログラム」、附属書 1*のとおり承認する。

(a) 「2020～2030 年におけるウズベキスタン共和国の水資源発展 コンセプト」およびの「戦略『ウズベキスタン — 2030』」に定めのある施策、ターゲット指標、パラメータの確実な履行；

(b) 水資源の合理的利用、および多量の水を消費する部門における経済効率の向上を目的とした施策の実現（本プログラム附属書 1～18*）。

4. 以下を承認する。

(a) 附属書 2*にある、水資源の合理的管理、効率的利用および保全に係る業務調整共和国水評議会（以下、「共和国水評議会」）の構成；

(b) 附属書 3*にある、共和国水評議会の主たる課題。

附属書第 1 号～第 3 号はウズベク語で記載。

5. 水資源省はカラカルパクスタン共和国閣僚会議、各州および各地区の行政機関、ならびに関係省庁との協力のもとに以下を履行する。

(a) 灌漑用地の土地改良状況の評価とモニタリングにおける、最新鋭の情報通信技術の幅広い活用；

(b) 本プログラム附属書第 2 号*、第 3 号*、第 13 号*、第 14 号*に則った予測指標の範囲内における灌漑・土地改良施策の設計・見積文書の作成にあたっての、省エネ技術およびその他の省資源技術の活用；

(c) 本決定に定めのある予測指標の遅滞なき達成。

6. カラカルパクスタン共和国閣僚会議、各州および各地区の行政機関は、本プログラム附属書第 14 号*に則り、土地改良施設の修繕・再建プログラムの策定と自らが策定した施策の履行に対し責任を負うものとする。

7. 水資源省はエネルギー省との協力のもと、本プログラム附属書第 7*号に則り、ポンプステーション 15 か所での代替エネルギー源・省エネ設備設置プロジェクトの実現に係る措置を 2025 年末までに講じるものとする。

エネルギー省はこの際、内閣付属電力・石油製品・ガス利用監督局との協力のもとに、前記のポンプステーションにおいて代替エネルギー源により生産した電力を統一電力システムに送電する措置を講じるものとする。

8. 以下のとおり定める。

(a) 本プログラム附属書第 7*号に則った代替エネルギー源設備の設置は、水資源省のシステム上にあるポンプステーションに対し電力費用として 2025 年に割り当てられた国家予算資金の節減分をもって実施する；

附属書第 1 号～第 18 号はウズベク語で記載。

(b) 省エネ設備の設置費用は、水資源省に対し前記の施策の費用として 2025 年に割り当てられた国家予算資金をもって賄う。

9. 水資源省は 2025 年 10 月 1 日までに以下を実施する。

(a) エネルギー省との協力のもと、2026～2028 年におけるポンプステーション（毎年最低 20 基）への代替エネルギー源設備設置に係る提案を内閣に提出する；

(b) 経済財務省との協力のもと、企業家らと締結される新たな官民パートナーシップ協定において、ポンプステーションのスペックと保有面積に立脚したうえでの、ポンプステーションへの代替エネルギー源設備設置に係る民間パートナーの義務を確実に定義する。

10. 水資源省は、農業省、経済財務省付属地籍庁、デジタル技術省、宇宙研究技術庁との協力のもと、灌漑用地の土地改良状態の評価およびモニタリングにあたり、情報通信技術、地理情報システム、リモートセンシング技術、無人航空機を幅広く活用する。

11. 水資源省は四半期ごとに、カラカルパクスタン共和国最高会議および各州の人民代議員会議に対し、本プログラムのタイムリーかつ効率的な実現に係る情報を提出する。この際、当該の情報は広く一般に周知する目的でマスメディアに公表する。

IV. 本決定の組織化、履行の確保および監督

12. 本プログラムに定めのある課題のタイムリーかつ高品質な実現を目的として、水資源省は、外国コンサルタントを招聘し、国際金融機関の試験的な参加を得たう

えで、地域の選定ならびに水資源およびエネルギー資源の節減について段階的に実施する一連の施策を策定する。

13. 水資源省は、鉱業地質省、水文気象庁との協力のもとに、共和国内における給水状況の分析を定期的実施し、必要に応じて、水不足がもたらす負の影響の緩和に関する提言を閣僚会議に提出する。

14. 水資源省は、ウズベキスタン国家情報庁およびウズベキスタン国営テレビ・ラジオ局との協力のもとに、自国が保有する水資源の合理的かつ効率的な利用、ならびにその浪費の防止に係る消費者の法的意識および法的文化の向上を目的として、マスメディアによるアドボカシー・キャンペーンをもって、各地における組織化と幅広い啓発活動を実施する。

15. Zh.A.ホジャエフ副首相、Sh.R.ハムラエフ水資源相に対し、本決定の履行の効率的な組織化に係る個人的責任を課す。

16. 本決定の履行を担当する組織の事業の調整・監督の遂行は、ウズベキスタン共和国 A.N.アリポフ首相と同 T.N.ブトゥンバエフ大統領府副長官にこれを委ねる。

ウズベキスタン共和国大統領 Sh.ミルジヨエフ
タシケント市

2025年8月15日

第 PP-250 号

(国家法令データベース、2025年8月18日、第07/25/250/0741号)

※附属書はウズベク語で記載。

(※附属書の和訳はなし)